

厚岸町議会 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成20年9月26日

午前10時40分開会

- 高橋委員 ただいまより平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。
本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで、委員長の職務を行います。

これより本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。
12番。

- 岩谷委員 年長委員指名において決していただきたいと思います。

- 高橋委員 ただいま年長委員指名、一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 高橋委員 ご異議なしと認めます。

それでは、私から委員長には室崎委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 高橋委員 ご異議なしと認めます。

よって、委員長には室崎委員が互選されました。
委員会を休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時42分再開

- 委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。

これより副委員長の互選についてお諮りいたします。
12番。

- 岩谷委員 委員長指名において決していただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） ただいま委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(室崎委員) ご異議なしと認めます。

それでは、委員長において副委員長には佐々木委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(室崎委員) ご異議なしと認めます。

よって、副委員長には佐々木委員が互選されました。

それでは、早速審査を進めてまいります。

初めに、議案第73号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

1 ページ、第1条歳入歳出予算の補正であります。

6 ページをお開きください。

事項別明細書をお開き願います。

8 ページです。歳入から進めます。

進め方は、款項目により進めます。

10款1項1目地方特例交付金、ございませんか。

10番。

- 谷口委員 この内容について説明をお願いしたいと思います。

- 委員長(室崎委員) 休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

- 委員長(室崎委員) 再開します。

税財政課長。

- 税財政課長(佐藤課長) 大変貴重な時間、申しわけございません。

ご説明申し上げます。

地方特例交付金でございます。これは、当初予算483万3,000円であったところ、今回、交付決定として児童手当分502万7,000円、それから減収補填分が454万円ということで、差し引き464万8,000円の増となって決定したところでございます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、6目土木費国庫補助金、8目教育費国庫補助金、ございませんか。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、ありませんか。

2項道補助金、1目総務費道補助金、2目民生費道補助金、3目農林水産業費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金、ございませんか。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

10番。

●谷口委員 今回増額しているんですけども、もう予算額はめどがついたということなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

土地売払代の収入の予算額のめどはついたのかということでございますけれども、まだめどはついておりません。今、土地自体は公募をかけておりますので、随時公募をかけて、買い手が出てきたときには、また補正をかけて計上していくといった形となっております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 それでは、現在まではどのぐらいの売り払いが決まっているんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

今回、補正予算で計上させていただきました49万6,000円、これが決まったものでございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、この不動産売払508万円ありますよね、これには土地売払は入っていなかったんですか。ちょっと今、当初予算を持っていないので。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

土地売払収入に関しましては、当初予算では計上はしてございません。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 財源確保について、今までこの土地売払を含めて非常に力を入れてきていたんですけれども、当初予算で見込まないというのは、やっぱりちょっと変でないのかなというふうに思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。計画としてそれをずっと持っているわけでしょう。売り払いをしたいという土地がこれだけあるということで今まで進んできていますよね。それがどうして当初予算で見込めなかったんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 土地売払代を当初予算でなぜ見込めなかったのかということでございますけれども、確かに毎年毎年この土地を公募をかけて売り払いしてございますけれども、それが幾ら売れるのかというのが現状つかめない状況でございます。毎年毎年、非常に大きな変動がございますので、予算上では安全を見て予算計上はゼロとしているものでございます。そして、売れた段階で補正を上げまして、計上させていただいているというものでございます。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

18款1項寄附金、4目衛生費寄附金、ありませんか。

20款1項1目繰越金、ありませんか。

21款諸収入、6項3目雑入、ございませんか。

22款1項町債、6目土木債、8目教育債、10目臨時財政対策債、ございませんか。歳出に入ります。

1款1項1目議会費、ありませんか。

次のページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ありませんか。

2目簡易郵便局費、10目企画費、11目財産管理費、12目車両管理費、ありませんか。

2項徴税費、1目賦課納税費。

4項選挙費、7目農業委員会委員選挙費、8目海区漁業調整委員会委員選挙費。

6項1目監査委員費、ありませんか。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ありませんか。

2 目心身障害者福祉費。

10番。

- 谷口委員 オストメイト対応トイレなんですけど、これはどういうトイレをいうんですか。
それと、今の説明では何か、障害者自立支援対策推進費でも言われていますし、その後で社協への補助というふうにも説明を聞いたんですが、それぞれについてちょっと詳しく説明をお願いいたします。
- 委員長（室崎委員） 福祉課長。
- 福祉課長（土肥課長） 障害者自立支援対策推進費の中のオストメイトの事業に関してということではよろしかったでしょうか。

（「はい」の声あり）

- 福祉課長（土肥課長） この事業の中には幾つかのメニューが入っておりまして、その大きなものとして、オストメイト対応式のトイレを整備するという内容のものですが、町内にあります多目的トイレ、以前は障害者用のトイレと言われているトイレ、あみかにもありますし、役場にもありますが、そのトイレに附属品をつけることによって、人工肛門をつけられた方の洗浄、その場で洗浄ができて、排出をして、また装着ができるという。今のトイレに洗浄の器具をつける、そういう整備なんです。ね。
もともとは大きなセットのもので、服を載せる台とか、それ自体、便器を買うとかという大きな、七、八十万円ぐらいのものを予定しておりましたけれども、あみかですね。ところが、いろいろ調べていく過程において、そういう大きなものでなくても、今の既存の多目的トイレを利用した中で可能だということがわかってきました。それで、今回、福祉センターを含め、できれば今のところ6カ所で。

（「どこどこですか」の声あり）

- 福祉課長（土肥課長） 1つは、あみかですね、あみかの多目的トイレ。それから、役場、それと情報館、それと福祉センター、それとコンキリエを予定してございます。
これの補助の申請が。

（「待ってよ。今、5カ所だぞ」の声あり）

- 福祉課長（土肥課長） すみません、5カ所です、全部で。全部で5カ所です。

（「簡単に前言を翻さないでよ」の声あり）

- 福祉課長（土肥課長） それで、申請の期限も短かったということで、やる予定の場所、

ここをやりたいということで各課には打診をして、見積もりを上げさせてもらったんですが、最終的にやる段階になってきちっとした精査をして、本当にスペースがあるのかどうかも含めて検討して、施工したいなと考えてございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 今回、病院のほうは出なかったんですけども、これは考えていないんですか。町立病院のほうは。どちらでもいいけれども、答えたい人、答えてください。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） このオストメイトのということに限っての話ですか。

（「はい」の声あり）

●福祉課長（土肥課長） 病院は対象外ということです。そもそも病院は看護師がいますし、そういう施設が2階以上にはあります。多目的トイレもあるんですが、補助する看護師さんがいるということで、ならないということです。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

4目老人福祉費、ありませんか。

5目後期高齢者医療費。

26ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費、3目墓地火葬場費、5目病院費。

1番。

●音喜多委員 ここでちょっと病院も出ていますので、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

病院の給食、それから特老心和園、それからデイサービス、この食料というか、給食は日清医療食品ではなかったかな、委託先。違いますか。その辺ちょっと確認いたします。もし間違っていたら失礼ですけども、委託先はどこですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 今、長期契約ということで、3年目を迎えるわけでございますけれども、3年前は日清医療食品へ町立病院の中の給食業務委託をしていましたけ

れども、現在は株式会社日総と申しまして、そのメーカーでございます。

ただ、先般の一般質問の中の議論にもありましたけれども、いろいろな諸問題の起きている中での調査も行っておりますけれども、その該当品目としては、病院、さらには特老について納入の関係はないということで既に確認は行っております。

●委員長（室崎委員） 1 番。

●音喜多委員 そうすると、更新のときに全部、日清医療食品から日総に心和園のほうも変わっているんですか。その更新時期は、病院も心和園もみんな同じ時期だったんですか。その辺はどうですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） これは長期契約ができるということで、3年前ですけれども、2つの給食施設を持っていますので、それを一括して、これは業務委託をすることによっての効率化も含め、経費の節減も含めて行ってきた内容になっております。以上ですけれども。

●委員長（室崎委員） 1 番。

●音喜多委員 日清医療食品、ああいう給食大手ですよ、上場会社でもあって。ああいう大手が、やはり利益を上げるというか、安く委託をして、そして利益を上げるとなると、今回の汚染米問題や、あるいはメラミンの丸大食品ですか、そういった問題が今回大きくクローズアップされたわけですね。

いずれにしても、そういう給食委託業務というのは、お聞きするところによると、安く経費を回すためには、安い原材料でもって、特に中国製品があちこちのそういう施設で非常に多いという報道もあるわけですよ。

今回は日清医療食品でなくてよかったというか、そういうことなんだろうと思うんですけれども、いずれにしても、日総にしたって、ルート仕入れ先は違うにしても、求めるものは同じだと思うんですよ。問題は、そういう問題点が新聞報道あるいはマスコミをにぎわすようなことになった場合に、町に対してどういう連絡というか、受託をしている業者のもとにどういう連絡があるのかなど。一番先にそういった情報をやはりきちっと伝えていただくというか、そういう点についてはどういうふうになっていますか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） これは、そういう事態が発生した場合の報告義務というんですか、を課してございまして、検証結果については病院、心和園にすぐ報告をされております。報告をしていただいております。当然、我々としても、新聞報道が一番初めに

目に入るわけでございますけれども、大体同時というんですか、次の日ですか、次の日にはその状況についての調査項目、調べ切れないものもあるんですけども、そういう状況の中での報告をして、検証結果についての報告をいただいているということであり
ます。

当然、私ども、食の安全ということで連絡会議もつくっておりますので、逆に言いますと、加工食品もしくはそういうデータをもらうものについての統一化も含めて、今、諮っているところでございますけれども、いずれにいたしましても、基本は、この日総にかえた段階においては、約30%が地元食材、米については道産米ということに限らせていただいておりますので、確かに中国製品を使っておりますけれども、それについてはすべて検証済みというんですか、安全確認、これは中国政府が行っている中身のものもございますけれども、それがどうなのかと言われると、その先までの検証はしておりませんが、使う場合については、安全確認のものをいただいた中で納入をしていただいているという形になっておりますので、ご理解を願いたいと思
います。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 今回大きく話題になった日清医療食品は、施設というか、受託、委託を受けている施設というか、そういう自治体に対して迷惑がかかるから公表できないと、俄然とそういうことのように、それは水面下で当該施設には報告はしているんでしょうけれども、そういった事象が報道されておりますし、また今言われたように、そういう受託先は、もう受託、受けたんだから何をしてもいいんだということではないと思うんですよね。やはりそういう、特に食べるものに関しての、今、食の安全ということでは非常にうるさくなっているわけですから、行政がそういう委託先というか、報告を受けて、そういうふだんチェックできる体制というのはどういうふうにとっていらっしゃるのか、その辺ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） チェック機能でございますけれども、日総側にも栄養士がおりますし、病院側にも栄養士、もしくは心和園側にも栄養士がいる形になって、我々としてはダブルチェックというふうに思っていますけれども、そういう形ですべて、検査も含めて、納入材料も含めてチェックをしている形になっております。

実はもう既に今日の新聞でも、医療施設を含めての調査が入りますよということで、昨日既に保健所を通じてそういう安全確認のものが入っておりますけれども、今日付で私どもといたしましては、今まで言われているすべての食材関係の報告を、今日の朝、確認してきたところでございますけれども、基本的には病院、さらには心和園については使っていないということで、今朝、保健所に書類を出す予定になっているところであります。

以上です。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 こういう大騒ぎする以前の話ですよ、そういう。ましてや、直営からそういう委託するということになると、本当に長年の経緯の、それこそ実績のある業者であればいいんでしょうし、また信頼のできる業者ならばいいでしょうけれども、いずれにしても、最近、効率のよさを求めるためには、そういうインスタント的なのとか、あるいは缶詰的なのとか、そういうものが非常にそういう施設では多いというふう指摘されているわけですけども、これからも十分その辺のところは配慮していただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。いいです。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 直営から業務委託に変える際に、この議会の中で多くの議論をいただきました。特に言われたのは、今委員がおっしゃいます食の安全を含めて、きちんとできるのかということを含めて議論をされておりますし、我々としてもその意を酌んで、この食品の安全管理、業者に向かってもきちんと、お互い連携の中で進めているところがございますので、これからもその意を酌みながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 5目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

6目乳幼児医療費、ありませんか。

2項環境政策費、1目環境対策費。

12番。

●岩谷委員 ちょっとここでクマ出没情報について、3点お尋ねしたいと思います。

今年はクマ情報が大変あちこちで聞かれるわけですけども、今朝も標茶のほうでもってちょっと人身事故があった。そのほか、あれですね、この間は上尾幌ですか、トンネルの中におった。あるいは、根室市でもやはりそういうクマと列車と衝突した。それから、私の耳には、あやめが原あるいは太田でクマが出たというお話は聞いたんですけども、私の今の話については、ちょうど21日か22日ころですか、奔渡七丁目でのクマ出没という情報があったんですけども、それについてキャッチしているのかどうかお伺いします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

ご質問者が言われました上尾幌、これについては新聞報道もあったとおり、トンネルの中にいたクマに列車が衝突したということで、これは即死の状態だったという状況でございます。上尾幌周辺においては、それ以外にも目撃情報が寄せられておりまして、その都度、現場に注意を喚起する看板を町と、それから、あそこには営林事務所もございますので、共同で設置して注意を喚起して、地元の自治会にもその都度お知らせして、注意していただいているという状況でございます。

それから、太田地区、大別を含めて、このあたりは出没が例年何回か確認される場所ではありますが、これについても同様に、まだ民家の近くでの出没はありませんが、農道を横切るだとか、保安林帯を通過したときに見たと、そういう情報がありますので、これについても同様の対応をしているところでございます。

それから、あやめが原の情報でございますが、これは7月だったと思いますけれども、目撃がございました。これは、1回通ったところを、また戻ったところも見たということで、もとに戻ったのかなと。もとの山に戻ったのかなというふうに考えておりまして、その後は目撃情報はございません。

それから、最後にご質問があった奔渡七丁目の件でございますが、これにつきましては、21日というのは日曜日でよろしいですか。先週の日曜日に子グマらしいものを、ちょうど治山施設があるんですが、その斜面を駆け上がるのを目撃したという情報がございまして、その情報が我々に伝わってきたのは月曜日の午前中だったんですが、早速現場に行きまして、その目撃した直接の方と、その隣の方と、お二人に直接お話を聞きまして、やっぱりクマであるということが疑わしいということで考えてございます。我々も、そこに入ったというところを目視でもって足跡がないかということも確認しましたが、そこにあっただのはシカの足跡とシカのふんだけだったんですが、目撃したという情報があるものですから。これは、子グマがいるということは、親グマも同時にいる可能性もあるということで、ここについては民家もすぐ近くにありますが、それから、17年度にここで出没して、ここで1頭捕獲したという事例もございますので、ここには大きな目立つ看板を設置いたしました。それで、学校、保育所、児童館にも直ちに連絡いたしましたして、現在は送迎については父母同伴ということで教育委員会で対応していただいているというふうにお聞きしております。

それから、地域には、チラシをつくりまして、早速各戸に配布していただきました。この内容については、そういう目撃事例があったということ。それから、近くに例えば生もの、魚を干したり、そういったものをすると近寄る原因になってしまうので、生ごみだとか、そういったものには十分注意してほしいと。それから、足音だとか、不審な状況があったら、直ちに役場に連絡してほしいということ。そういったことも含めて、チラシで各戸に注意を喚起してございます。

それから、警戒するに当たっての体制ですが、直ちに警察署にも連絡しておりまして、定期的なパトロールをしていただいています。それから、目撃情報があったときに直ちに捕獲に向かえるように、猟友会にも連絡しておりまして、その体制を整えていただいているということで、現在はそういう状況でもってこの出没情報に対して対応しているというところでございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●岩谷委員 内容については、今るる説明されて、わかりました。ただ、やはり目撃者が、何かクマが小さいと。恐らく子グマかな。結局、子グマがとなれば、近くに親グマがいる。すぐそばに民家がある。やはり大変警戒してはあったと思うんですね。

それで、その情報がどなたから、たしか情報があったと思うんですよ。その人に対する、情報があった人に対する例えば報告等やら何やらはなされたか、なされないか。というのは、やはり情報したときには、例えば受ける役場側が情報者にどなたですかと普通は聞くと思うんですよ。そして、その対応としては、確かにその後すぐいろいろな、看板等やら何やら全部、警察にも全部連絡したと。だけれども、やはり情報した人が一番心配の部分だと思うんですよ。そのときには必ず役場のほうであれでしょう、どなたですかと普通聞くと思う。だから、今回あれですか、情報した方の恐らく名前もわかっていると思うんですよ。その人がやっぱり一番心配しております。その地域のことを一番心配しているわけだ。だけれども、その方にその連絡をしたのはあれですか、いつになりますか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 直接目撃された方には、先ほど申し上げたとおり、我々がその情報を得たのは、直接のその方ではなくて、そういうお話を聞いたということで役場に連絡していただいた方にどなたですかという確認をして、我々は、その当時は山に山林調査に行っていたんですが、1時間後には奔渡のほうに到達できました。一番遠い山林にいたんですが、なかなか携帯もつながらない中で我々苦勞していろいろ情報収集に当たったんですが、1時間後にはその現場に行って、直接見たという方と直接お話しして、こういう対応をとりますということで全部申し上げて、ご了解も得て、それから自治会長にも話しして、先ほど申し上げたとおりの対応をとったということでございます。それから、そういう目撃情報を直接役場にもたらしていただいた方には、後日でありますけれども、これこれこういう対応をしておりますということで申し上げてもございます。ですから、直接の目撃者に対しては、我々町の職員は直接こういう対応をとるということで申し上げているところから、我々はそこの部分については、きちんと対応しているものと考えてございます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●岩谷委員 確かに目撃者に対しては、それはわかっているけれども、それを伝えた情報者に、こういうことで例えば安全策をとったんだということを報告してもらわなかったら、やはり情報した人の心配の部分だと思うんですよ。だから今回、恐らく後日という言い方は、例えば時間的にも、それから日がずれてもいいですけども、やはり何らかの形でこうしましたということを伝えてほしかったなと思ったんですよ。だから、すぐ

という何か。恐らくそっちのほうでも忙しい、あるいは何かという都合もあるんですけども、やはりきちっとそこは報告してあげて、こうですよ。

例えば、防災無線もあるでしょう。そうしたら、そういう大事なときには、万が一あってからでは遅いと思う。だから、そういうときには、こういうふうにしてクマが出没しているから注意してくださいと地域の人たちにも。ちょうどあれですね、今、山菜とりか、キノコとりやら何やら入っていますね。そして、七丁目というのは、今、昆布をやっています。あそこに子供もいます。だから、やはりそういう人命にもし何かあったときには、もう遅いことになるんですよ。だから、その対応の段取り、順序をきちっとあれして、目撃者あるいは情報した人にまで、こういうふうにして全部対応しましたよという報告はしていただきたいかなと思うんですよ。

そこら辺について、恐らく情報した人も理解はしていると思うんですけども、やはり情報した人が一番心配なんですよ。一体地域の人はどうなっているんだと。恐らくその人には、いろんな地域の関係のある人からの情報だと私は思うんですよ。やはりあれですね、電話を受けたときに、情報者にどなたと聞いているはずだ。この人には即、こういう対応したということだけは、きちっとしてあげてほしかったな。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） その対応をしたのは月曜日になったわけですが、さまざまな対応をするために忙殺された。翌日は休日だということもございましたが、その次の日に連絡いただいた方に申し上げたわけですが、ご質問者がおっしゃられるとおり、その方も、連絡いただいたということで、ご心配されていたということもありますので、以後は速やかにそういった連絡していただいた方にも、どのような対応をとったかということも今後はお伝えしていくということを肝に銘じて対応してまいりたいというふうに考えます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●中川委員 今、12番のほうからクマの対応について質問があったんですけども、私は一般質問でしましたシカ対策につきまして、あの当時、課長からいろいろ、ああします、こうしますということで答弁をいただきました。しかも、議会で一般質問しますと、議会だよりにいろいろと書いていただいています。そうすると、私が一般質問したときにも言いましたけれども、その反響がかなり私のところでありまして、その後どうなっているんだ、こういう話が随分来ていました。それで、あれから、あれは6月だと思いますけれども、今までどのようなシカ対策でやられているのか、それをまずお聞きいたします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 6月の一般質問で委員から対策について求められておりま

した。その後、まちづくり地域懇談会でも各地域を回ってございます。その前に自治会要望としても、湖南地区の町の中の自治会からも要望が上がってございました。そのときにもお答えしているんですが、同様の答えをしておりますが、抜本的な対策としては駆除する必要があるだろうと。ただし、その駆除の方法については、非常に町の中だということに困難性を伴うということです。従来とっている方法は、銃による方法です。ただし、町の中での銃の使用というのは常に慎重を伴うと。いわゆるシカを撃とうとして、ほかの災害をもたらしてしまつては、これは何もならないわけでございますから、慎重を伴うと。それから、実際に銃を使って駆除していただく人たち、この人たちも、ご商売している人だとか、働いている人だとか、専門の駆除している人ではございません。そういった中、それから盛漁期だとか人が活動している時期にはかなり危険性も伴うということで、さまざまな要因があります。それから、北海道の特別の許可も必要だと。それから、警察との安全協議も必要だということで、これは地域の方に同じようなご回答をしていますが、11月ごろをめどに、11月をめどに銃による駆除を試みてみたいということを申し上げてございます。地域の方々にはそれで納得していただいているという状況でございます。それがどのくらいの効果をもたらすかというのは我々も断定できませんが、一番手早くできるのは銃による方法だろうというふうに考えてございます。

私は、6月の段階で吹き矢の方法ということで、これは羅臼町で今年試験的に行った例を検討してみたいということを申し上げましたが、私、羅臼町へ別の用務で行くことがありまして、直接お聞きしたんですが、羅臼町は本当に山と町が近くて、山をおりてきたらすぐ町に出られるという状況で、人が近づいてもほとんど逃げないという状況でした。確実に当てるには三、四メートルまで近づく必要があるということで、各地域の方にお話を聞くと、10メートルまでは近づけないなという方がほとんどでして、そうになると、準備はしたけれども効果がなしと、お金をかけても効果なしということもあり得るのかなと今の段階では考えております。すべてこれを排除するとは考えてございませんが、検討はしながらも、まずはできる方法でもって11月にやってみたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●中川委員 今、課長のほうから、11月ころ銃による駆除を考えてみたい。そうすると、今まで何も、言葉は悪いですけども、何もやっていなかったということですね。今、町の中では銃も撃てないし、危ないし、どうのこうのということだから、言葉は悪いですけども、今まで何もやっていなかったと。簡単に言うとね、悪いんですけどもね。そして、11月ころから銃による駆除も考えてみたいと。

そして、今言われましたけれども、この銃だって、6月の私の質問の中では、答弁では、町の中では危ないから、山の沢でやるんだと、こういう答弁でしたよね。そして、何年か前の奔渡の沢で3頭だか5頭、銃によりとりました。そうすると、今あなたが言われるように、羅臼町に用事があって行ったら、沢と町が近いから、どんどんおりてきていますから銃でやっていると、今そういう答弁ですよ。

(「違う」の声あり)

●中川委員 えっ、違う。違うかい。それで、ちょっと違うかもしれませんが、厚岸町も本町なんかすごいですよ。

そして、今、子供たちというのかな、雌は雌ばかりで固まって歩いているんですね。雄は雄ばかり固まって歩いている時期もあるんですけど、今、2メートル、3メートルでも逃げませんよ。私が一般質問で言ったように、干場に糞をたれたら困るので、みんな石を投げたりしていますけれども、何ぼかなことをやっているんだというような顔をして動かないんですよ。

そして、今あなたが言ったように、吹き矢でも駆除できると思うんですよ。そうしたら、いやいや、獣医さんが要りますとか、金がかかりますから、羅臼町はこうやりますけれども、うちはできませんとかと言って、やるのは結果的には銃だけでないですか。そうしたら、町の中はできません。沢と沢の間に、民家のないところ、人のいないところでやります。そうしたら、6月の定例会で言ったことは限られているんでないですか。これだけすごい、今、両方の委員からも、すごいシカだねと言ってきているから、私も力が入っているんですけど。そうしたら、何もあれでしょう。そうしたら、あんだ、何百万円、本当かわかりませんが、オンコの木があって、みんなやられて、おい中川、頑張ってください。さっぱりあれですよ。今ごろ、11月ころ銃によってやってみたい、考えてみたい。そうしたら、また限られちゃうでしょう。そして、3メートル、5メートルでないですよ。今、手届くところだって逃げませんよ。うちの地域に来てみてください。そうしたら、何ぼでもやって、吹き矢でも私はできると思うんですよ。

ただ、梅香町支所の職員の話を知ると、これは役場の職員たちと話しているのか知りませんが、爆竹というんですか、あれなんか田畑さんに売っているそうなんですけれども、あれはパーンと鳴りますね。あれだけはおっかないそうで、逃げていくんですね。石をぶつけたって、ぼっこで引っぱいたって、何おまえらやっているんだというような顔をして、逃げません。だから、少々お金はかかるでしょう。それでなかったら、課長、駆除できませんよ。やる気になるならですよ。これが銃だったら、私また12月の定例会で質問しますけれども、何ぼもとれないと思いますよ。あなたは私の質問で言っているんだもの、何年か前に奔渡で。そうしたら、これだけのシカがいるのに、何もやらないと同じでないですか。大変言い方は悪いけれども。

そして、もう一つ、今これ私が質問したら、早く言ったら、悪いけれども、何もやっていないんだわ。11月ころから銃によるんだわ。だから、それを言ってほしいんだよな、議会でなくてもよ。今、中川からこうやって6月に質問があったけれども、いろいろ今あなたが私に答弁してくれたように、自治会の懇談会でもいろいろ話したけれども、こういうことでちょっとおくれますとかさ。そうすると、何も一般質問しなくていいわけでしょう。だから、今どうやっているのかなと思って質問するんですよ。

私だって、今、20何年議員やっていますけれども、こればかりじゃなくて、いろんな面で検討しますとか何とかと言うから、控室で今もうOBになった議員たちに聞くんですよ。検討しますと言うから、いつ理事者側から答弁が来るのかなと思ったら、全然来

ません。それは中川君、やらないということなんだと。だから、再度また強く質問しなさいと、そういうご指導を得たんですよ。もう故人になった先輩もいましたけれどもね。だから、それを2回も3回も質問しないように、ここまでこうやっているんだけどもとかさ。そうすると、ここで質問しないで済むわけでしょう。やっているのか、やっていないのか、わからない。町民からは頑張れや、あれやれやと言ってきますけれども、まさに返す言葉がないんじゃないですか。だから、こうやって私もあえて質問するんですよ。ひとつ頑張ってさ。お願いします。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私の1回目の答弁で、町中で銃による駆除ということを申し上げましたが、この町中というのは、家のある中でというふうに誤解されてしまいますので。いわゆる6月で申し上げましたとおり、やっぱり水平な行き先が家だとか人の通行のあるところでは絶対撃てません。ですから、山の斜面に追いつけるような形で撃つ必要があるということで、そういう方法をとりたいというふうには考えてございます。

それから、ご質問されたのは6月の定例会ということで、その後、実際の駆除という行動はとってはおりませんが、その後に町中での懇談会が各地で開かれています。その中で中川委員と同様のご質問をされる方にも、もうその段階で、11月に行いますということでは、皆さん、どの地区もご了承されているということをご理解いただきたいと思えます。

この理由なんです、最初にも申し上げましたが、どうしても直接の駆除をしていただく方が商売をしているだとか、働いているだとかいう事情もあります。それから、斜面に追いつんでも、葉が茂っている段階では、すぐ見失ってしまうということがありますから、これは地元の猟友会とも協議していますが、やっぱり葉が落ちてからでないとも効果も上がらないという事情もござります。ですから、そういったもろもろのことを加味した中で、行動を起こせる時期は早くても11月ではないかということで考えているところからでございますから、この辺は地域でも、それではだめだ、今やれという声は一人もいませんでしたので、中川委員にはそういう声が、早くやってほしいという声があるんだということは我々も受けとめますが、実際の行動はそういう時期になってしまうと。それから、各地域でも同様に説明をしているんだということでご理解いただきたいというふうに考えます。

吹き矢の関係につきましては、6月の定例会で申し上げましたが、いろいろと準備を要します。それから、二、三メートルがいいのか、三、四メートルがいいのか、5メートルがいいのかと、こういう問題はありますが、羅臼町でも実際に吹き矢を使ってやる人が、その実効性が上がるまでに2年も要したということですので、これは非常に、だれがやるのかという問題も含めて難しい問題がありますということは6月の定例会で申し上げたつもりなんです、実効性の上がる銃による駆除をまずは11月に試みて、その状況を見ながらまた次の対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●中川委員 今の課長からの答弁でしたら、町政懇談会やら何やらでシカの対応についていろいろ説明しましたけれども、早急に、急いでやれというような人はだれもいませんでしたというふうに私はとりましたけれども、そうすると、私に頑張れ、早くやれやと言うのは一部の人間だけなんです。だから、私は結構、さっきも言いましたけれども、議会だよりを見て、ああ中川やってくれているんだと、その対応は町はどうやっているかという話を聞くものですから、私は急いで、急いでというか、あれから3カ月以上たっていますけれども、質問しています。

それと、やっぱりあのとき私も言いましたように、交通事故の関係、危ないんじゃないか。そして、私が質問した後、太田出身の理事者OBですけれども、昆布時代に、その後なんですけれども、筑紫恋と床潭の間の藤田さんって、今、愛冠の漁組、青年の家の所長さんをやっていますお父さんが亡くなって、私も法華さんにお参りさせていただきました。そうしたら、そのOBとも行き会ったんですけれども、帰りに交通事故に遭ったそうなんです。そして、法華さんから出まして、そのOBの車は後ろをついていきましたから大したことなかったんだそうですけれども、その前の車が、どこの車かわかりませんが、えらい目に遭ったと。ちょうど鈴木旅館のあたり、浜さんか鈴木旅館の間だったそうなんですけれども、そしてその後、またその先輩とお寺の葬儀でお会いしまして、いやいや、おっかなかったでや、シカでよということでも聞かされて、そうでしょうねと。だから、私もこういうことで一般質問させてもらったんだと。中川さん、ひとつ頑張ってくださいと、こういうあれもありまして、そうでしょうと。私は大したことなかったんだと。急ブレーキかけたものだから、うまくかわせたんだけれども。そういう事故もあるわけですよ。

だから、経費もそれはかかるかもしれませんが、町民が、いや何も急いでやらなくてもいいよというのであれば、何も私ここで何物もありませんけれども、そういうあれもあるわけですから、もっと考えてほしいなと思うんですけれどもね。

そして、その対応についても、くどいようなんですけれども、11月ころ、葉っぱの枯れたころに、前が見やすいところに銃による駆除だと。だから、さっきも言ったように、吹き矢なんかでも私はいいと思うんですけれども、それも何か一般質問では、獣医さんとか、火薬を使うので、何かそういうものを使うので、こういう専門家にどうのこうのという答弁をいただきましたけれども、もう少しね。それは予算かかるのもわかりますし、あれなんですけれども、これだけ町民が困っているの。私がいろいろ連絡をもらっているのは、今、課長の答弁をもらおうと、一部分しかすぎないようなんですけれども。だから、もう少しやったという感じのような、町民に喜ばれるような駆除方法を考えてほしいなと思うんですけれども、ちょっと生意気な質問をしますけれども、恐らく11月ころやられても、私は限度があると思いますよ。答弁してもらったように、5頭か8頭だと思います。そうやって報告もらいましたから、奔渡の沢で。これだけシカがいるのに5頭か8頭なら、どうにもならないでしょう。

それで、聞くところによると、筑紫恋へ行く最中、道路のわきでお産、子供を産んでいるんだそうですから、それだけ町民というかな、人とか車は何もおっかなくないんだ

そうですね。と思いますよ。昔は山の中でお産して、シカを産むんだろうけれども、おい中川あれだぞ、今、道路の縁で子っこを産んでいるぞ。それだけもう住民というか、こうね。だから、どんどんふえていくと思いますよ。昔、キツネで随分私も質問しましたけれども、あれはどういうわけか、今、自然にいなくなりましたけれども。このシカは、そういうわけで私はどんどんふえていくような気がしますがけれども。だから、おっかないんですよ。だから、少々お金がかかっても何とかやっていただくように。

そして、こうやりました、ああやりましたという報告だけはいただければ、さつきからも言うように、こうやって質問しなくてもいいわけですから、ひとつお願いしたいなと思います。よろしく。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者がおっしゃられるような声があるということは、我々も今お聞きしましたので、その声を真摯に受けとめた中で対応してまいりたいというふうに考えます。

銃による駆除は、捕獲頭数自体は、ご質問者がおっしゃられるとおおり、もしかしたら1けたで済む可能性もあります。ただ、銃による駆除を行う効果は、捕獲するということと、それから追い払うと。いわゆる、おりてくると怖い目に遭うよということを学習させるという効果もあるようですので、その行った結果、どのあたりに生息地を変えるかということも我々は確認しながら、次の対応を考えていきたいなというふうに考えているところでございます。ご理解願いたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 ちょっとすみません。今の中川さんの話に乗るわけではありませんけれども、私も前にシカのことではお尋ねしているんですけども、やはりシカの被害の実態をきちんと把握するというのが大事だと思うんですね。そうじゃないと、ただ駆除から始まる話ではなくて、何で駆除をしなければならぬのかというあたりを、きちんとしていかなければならぬのではないのかなと。

それで、花のあるまちづくりを進めるだとか、あるいは小・中学校で教育のための学校菜園ですか、そういうものをつくっているのに、できたところに、きちんと芋を掘り上げて食べてしまわれて、何のための学校菜園、わけがわからなくなる。あるいは、家庭菜園も含めてどういう被害が今出ているのかということ、きちんとかまえないとだめではないのかなと。

私も最近のシカの状況を見てみますと、非常にもう目に余る状況に来ているのではないのかなというふうに思うんですね。そういうことを考えると、やっぱり地域の人たちからどういう状態になっているかをきちんと聞き取り、あるいはアンケート等の調査を行いながら、どう対処するのかの方向を出していくということが大事ではないのかなというふうに思うんですね。そうでないと、この問題はある意味、いつきの何かをやっても、一部駆除をやっても、簡単に解決するような状況にはないのではないのかな

と。私は、やっぱりきちんとすみ分けをどうするかというところまでやっていかなければならないというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 今までは1次産業に対する被害ということで、そういう関係団体等の調査をもとに被害額というのは特定して、その上で年間400頭という駆除を春から秋にかけて、これは主に山間部中心になりますけれども、行っているという状況でございます。

今回は、今まで行っていなかったエリアで行うということですから、北海道に対する特別の許可を要します。その段階では、なぜ行うのかという理由も付する必要がありますので。今は口頭のやりとりの中で、そういう状況であれば許可は出せますということは内諾を得ておりますが、提出の文書の中ではどんなふうな状況かということを出す必要がありますので、ご質問者が言われるような町なかでの被害の状況はどうなのかということは、一戸一戸、戸別に回るというのはかなり時間を要することですので、例えば自治会あたりに要望も来ていますので、そういったところから被害の状況を概要でも把握した中で対応してまいりたいというふうに考えます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、何日か前に軽井沢町で猿の問題が。猿、日本猿がふえて、非常に民家近くまで出てきて、いろんな被害をもたらす。あるいは、家があいていれば、窓をスライドして中に入って、仏さんのお菓子まで持っていくと、お供え物まで持っていくというようなことが言われていましたけれども、やはり今、シカがあちこちに分散してきていると思うんですよね。これだけ分散してしまったら、何しろ分散しているのをやっぱりどこかに集めないとだめだと思うんですよ。それが特に湖南地区では、向こうの山だったり、バラサンのほうだったり、あるいは御供山だったり、いろんなところですみ分けがされるようになって、あるいはそれが交互に行き来をしているという状況になってきていると思うんですね。

それで、今の状況を見ていると、奈良市の何公園といいましたか、シカがいるの、もうあそこと同じ状況ですよ。きっとせんべいを持っていけば、手から取るぐらいまで、もうなれてきていると思うんですよ。ですから、それを今のうちに、やっぱり人間とシカのすむところは違うんだというところをはっきりさせないとだめだと思うんですよ。そういうことをするには、やっぱりきちんとした調査をした上で、それをやらないとだめではないのかなというふうに私は思うんですよね。ですから、銃でやっても、ある意味、一部しかできなくて、それによっては、また相当数が一定の地域に残ってしまうということになりかねないのではないのかなと。

ですから、昔、私たち高校生のころに、ウサギ狩りというのを山でやったことがあるんですけれども、今ああいうことをやると、動物虐待で、とんでもないということで大問題になると思うんですけれども、一山囲って、全校生徒が並んで、わあわあ声を出し

てウサギを追い出すというようなことをやったんですけれども、やっぱりそれに類するようなことでもしない限り、シカを一定の地域から排除するという事は難しいのではないのかなというふうに思うんですよ。そのあたりも含めてきちんとした対応を、抜本的というか、もう本当にきちんとした方針を明確にして取り組んでいかなければ、この問題はずっと解決しないていくのではないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 愛冠、それから筑紫恋の裏側ですね、子野日公園の裏山にかけてですけれども、ここは道設の鳥獣保護区ということで、道の管理になっている部分でございます。保護されていたということを一因としてシカのふえる要因になった、一因ですけれども、なったということも考えられますので、この件に関しましては北海道と、その鳥獣保護区の中でのシカへの対応ということは、双方協議の上で行う必要があるという前提もございます。

ですから、ご質問者がおっしゃられたように、こういう状況がどんどん起きる、継続されていくという状況は、これは普通の状態ではないわけでございますから、そういった状況を踏まえながら、より実効性のある方法はないかと。それから、シカという動物、シカ、四つ足の、人間よりも速く逃げていくと。我々よりも俊敏性があるわけですから、そういった動物の生態ということも、どのような状況でなるのかと。どのような対応をすれば、どのような行動というんですかね、に移っていくのかということも注視しながら、特に意見を聞きながら対応してまいりたいというふうに考えます。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、ございませんか。

2項林業費、2目林業振興費。

15番。

●石澤委員 ここに新しく美しい森林づくり基盤整備事業というのがあるんですけれども、その内容を教えてください。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） お答え申し上げます。

この事業につきましては、まず森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法という法律が今年の5月16日に公布、同日施行されました。その内容でございますが、平成24

年度までの5年間で、これまで公共の補助金の対象外であった間伐について補助対象にしようというものでございます。

これまで補助対象であったのは、9齢級と申しまして、1齢級は5年間で指しますが、平たく言いますと45年生ですね、植えてから45年たった木までを公共の補助金をいただきながら間伐施業できるという制度だったんですが、その制度を活用できないで、時期を逸してしまったという対象森林、いわゆる46年生になるわけですが、そういった森林の間伐についても2分の1の補助を行い、間伐を促進しようという内容でございます。

手続的には、町が現在、その法律の施行、それから国から内容をお示しされたものを森林所有者に、今年度の需要の調査を既に行ってございまして、それに基づきまして施業するわけですが、制度としては、町が一たん国の補助金を受けて、施業を達成した、間伐を行った所有者に対して補助をするという、その補助金の流れになってございます。ですから、歳入のほうでもございましたが、対象とする事業費の2分の1相当を町が一たん歳入として受けて、ここであります歳出のほうで同額を補助するという形になるということでございます。

今年度につきましては、今、対象森林は53年生と57年生のトドマツでございますが、約27ヘクタール要望がございます。そのうち、25%から30%の間伐を行うということで、対象事業費は517万6,000円でございます。この2分の1がこの補助対象になる、補助金として交付されるという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●石澤委員 それって、場所はどことどことかというのは、わかるんですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） この対象となる場所でございますが、尾幌地区でございます。今回申請されたのは、大規模な大山主といいますか、その方が1件でございます。平たく言うと社有林ということになりますけれども、具体的な会社の名前は伏せさせていただきますが、そういった対象になるということでございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●石澤委員 これは、今、業者と言っていましたけれども、森林組合から受けて、個人でもできるということですか。

●委員長（室崎委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 当然、我々は森林組合のほうにもこの制度は、直接森林組合も情報は得ておりますが、我々としてもその需要調査は行ってございます。ただし、現在は行う予定はないというふうに森林組合からは言われておりますが、その理由の一

つとして、間伐施業した対象の2分の1が補助金で交付される。ということは、2分の1は個人の持ち出しになるということもございます。ただし、今までは補助の対象になっていなかった高齢級でございますから、今まで全額個人の負担でやられていた方にとってはありがたい制度かなということで、これはそれぞれの、どのようにそれを考えるかによって、この制度を使う、使わないということになってくるのかなというふうに考えてございます。

- 委員長（室崎委員） 2目、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

4目林業施設費、ございませんか。

3項水産業費、6目水産施設費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） ここで、切れのいいところで、お昼の休みに入ろうと思います。

それでは、委員会を休憩します。

再開は午後1時から。よろしくお願いいたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。

午前中は5款3項6目の水産施設費まで終わっておりますので、30ページをお開きください。

6款1項商工費、3目食文化振興費、ございませんか。

4番。

- 高橋委員 ここでちょっとお尋ねというか、お願いをしたいんですけども、厚岸町には公衆トイレ、公共施設が2カ所ほどありますね。それが今、コンキリエは、道の駅の関係で24時間、地方からおいでになるお客さんはお使いになっている。この辺は結構なんですけれども、これにかかわる大変迷惑なお話があるわけでもございまして、お帰りに持っていくのか、ついでに持っていくのかわからないけれども、備えつけの備品を無断で持ち出すやから者が最近またふえているわけです。

それで、私がお願いしたいのは、これらの盗難事故を防ぐために、できれば何かちょっとした、作動しないモニターをつけるなんていうことはちょっとおかしいんですけども、黙って持ち出したものについては、こういう罰則規定があるんですよと、こうい

った公共施設に備えているものは、みんなが大事に使うために備えてあるんですよと、そういった何かただし書きというかな、そういうものをひとつ書いて、町内のお客様はもとより、町外からのお客様もこれから、10月ですから、秋祭り等もあるので、大変多くの利用するお客の頻度は激しいと思うんです。せっかくああいう立派な施設がそういったやからにそんな形でもって荒らされるということは、我々町民としても非常に好ましくないし、私ども使わせてもらっても、自分で汚したら自分でふいてくるぐらいの気持ちで使っております。皆さんがそういう気持ちになってもらってこそ、初めて公共の場の施設が明るくなるだろうし、そして、やっぱり町の財産ですからね、みんなのもので、これはしっかりとわかるように、そういうことはしてはいけませんよと、そういうことをした場合にはこうこうこうといった罰則がありますよというぐらいの何か表示をしてもらいたい。

たまたま私のほうからそういったお願いでございますので、特別な答弁は要りません。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 今、トイレにかかわるご提言をいただきました。24時間の公衆トイレを管理する側といたしまして、やはりマナーが著しく欠如しているというふうに思われる例も確かにございます。そういった中で、それを公共施設としてきれいに、ふさわしいような使い方をしていただきたいというのは、我々も思いとしては同じでございますので、ただいまいただきました提言、こういったものについてもあわせて検討させていただきたいと、こういうように思います。

●委員長（室崎委員） 3目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

5目観光施設費、ございませんか。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、ございませんか。

2目道路新設改良費。

10番。

●谷口委員 この補正に直接かわりないんですが、住の江町の住の江町通り整備事業なんですが、今年度はどういう事業をやるんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 住の江町通りの整備事業の今年度の内容でございますね。

（「はい」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） 今年度につきましては、支障物件、その用地も含めての補償をする予定でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 今年度は支障物件の補償をやるということですね。これは大体めどはついたんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

今この支障物件のあるところ、これは平成17年度からこういったところに、今、同じ場所に、ところに交渉してございまして、現在も交渉を試みているところでございますけれども、なかなかご了承いただけていないといった状態でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 今年度やるのは、その部分だけなんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今年度は、その部分だけでございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 昨年度の事業で一部改良工事を行ったんですよね。それで、前にも私は伺っていますけれども、既存の道路と新しく改良した道路、この道路は真っすぐでないですよ。それで、結果的にはお互いの道路の、こちらから山のほうに向かえば左側と、向こうから来るほうの左側が、ちょうど真っすぐのような状態に現在はなっていますよね。それで、交差点が特別広い交差点でもありませんし、道幅もそうあるわけありませんから、あそこの交差が非常に危険な状態にあるのではないのかなというふうに思うんですよ。

それで、私もたまたまあそこを通過しようとするときに、針の穴を通すように、いいスピードであそこを通過する車がいるんですよね。自分自身もびっくりしてしまうときがあるんですけれども、やはりあそこは、あのままではまずいのではないのかなというふうに考えますけれども、それについてはどう考えているのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

これは、19年度にその終点部の、交差点までの工事を実施したものでございます。当然、工事を設計する段階で、果たしてあそこの交差点のところとめて大丈夫なのかというのは十分検討した上で、あそこでとめたわけでございます。ただ、今、質問者がおっしゃいましたとおり、私も見た中では非常にあの交差点の部分、かなりセンターラインがずれてきてございますので、あそこを通行する人方には非常に不便を感じさせているのかなというふうには感じてございます。

ただ、それでは今度改良、スムーズにあそこの交差点を解消するとなりますと、一時的に単独事業費を入れて一部拡幅をしなければならない、こういったことが出ます。本来であれば、支障物件等がスムーズに進めば、続けてそこからまた工事を進めていくという予定でございましたけれども、なかなかその支障物件のほううまく進まない。そういう状態でもって、今、工事が進んでいないといったところでございます。

ただ、あそこの部分、私もこのままずっとあのような状態にはしてはおけないというふうには感じてございます。なるべく早い期間の中でそこの部分の解消ができればと。例えば、補助事業等でできなければ、町の直営予算の中で部分的な改良ができれば、何かないのかということ、今、検討しているところではございます。ただ、検討した中で、照明灯がちょうど入っておりまして、照明灯の移設とか、ちょっと大がかりな移設関係がそれを解消するには必要となつてまいります。それらも含めた中で、早目の中でそれらの解決を図っていければというふうには考えてございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 この道路を見てみますと、結果的には今年度は支障物件、これが順調に進めば次の段階に入っていけるということですよ。ところが、今現在、まだ見通しが立っていないわけでしょう。そして、昨年度の例を見ても、事業、工事に入るのは昨年ともう冬ですよ。そうすると、同じような事業でやるとすれば、結果的にこれから1年間はその状態が続いていくことになるんですよ。果たしてそれでいいのかということなんですよ。もし何か事故等が発生した場合には、道路のああいうつくりが問題になるということはないのかどうなのか。そういうことも含めて、やっぱり早急に何らかの手打を打たなければならないのではないのかなというふうに考えますけれども、工事を行うことが一番いいんでしょうけれども、その他の対策はないのかどうなのかも含めて、ちょっとご答弁をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今の交差点の部分でございますけれども、工事等につきましては、今年やる予定には入ってございません。まずはその支障物件等を先にやらなければならないということで予算計上しているものでございます。

それで、交差点のところの部分の対応、改良等は非常に簡単にはいかないというふうには考えてございますけれども、今ご質問者がおっしゃるとおり、何か、例えば看板、

それから案内、誘導的な、マーカ儿的なものを設置するとか、そうしたものは考えることも可能かなとは思いますが。ただ、それができるかできないか、それはちょっと研究、検討しなければならない。例えば、そういった誘導的なものをつけますと、逆に幅が狭くなって交通に支障が出るという。それは当時、設計した段階でも、そういったものが設置できないのかというのは検討しました。しかしながら、車が交差するのに狭くなって、そういうものを設置したらかえって支障になるといった見解となったものですから、そういったものは設置をしないで、今の形態でいこうとしたものでございますので、またほかに何かあれば、私どももまた考えてみたいと思っておりますけれども、今のところは浮かんではいないといった状態でございます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 今、課長が説明された方向でいくのかなと思っておりますけれども、やはり最低でも徐行を促すような対応をしていくべきではないのかなというふうに思うんですね。あれもだめかもしれない、これもだめかもしれないと言っていれば、結局何もできないんですよ。苦勞されているのはわかるんですけども、現状はやっぱり地域の皆さんの声もよく聞いた上でその対策を立てていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今、例えば徐行するような対策、例えば標識、看板的なものを立てるとか、そういったものを地域の皆様ともちょっと、自治会のほうとも、意見を聞いた中で対応できるものは対応していきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） それでは、先に進みます。

3目除雪対策費、ございませんか。

4項都市計画費、3目下水道費、ありませんか。

6項住宅費、2目住宅管理費。

10番。

●谷口委員 歳入のほうでお伺いすればよかったのかも。いいんですね。建設課だものね、これ。対応ね。

町営住宅なんですけど、現在入居されている住宅で長期にわたって不在とか、そういう住宅はあるんですか。あるいは、出てしまったんだけど、そのままになっているだ

とか、そういうふうな住宅というものはあるのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町営住宅で長期にわたって不在となっている部分はあるのか、それと長期に使われていないところがあるのかということをございますけれども、長期にわたって不在となっているようなところはないというふうに私ども判断しております。期間的に長期にわたりますと、また退去等の話が出てまいりますし、そういったことは無いというふうに確認しております。

それと、退去された住宅等、それは当然使われなくなりますので、それは次の募集に諮って対応していると。今回は10月にまた募集をかけていく、その中で入居していただくという形をとってございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 例えば、今、ひとり暮らしの人がたくさんいますよね。入居されている方ね。そうすると、入院された、あるいは施設に入所された、さまざまな方がいらっしゃると思うんですけども、そういうのはきちんと、例えばそういうことがあった場合には、役場のほうに速やかに連絡が行われるようなことになっているのか。あるいは、相当たない、その実態がわからないというようなことになってしまうのか。その辺はどういうふうに今まではなっていたのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ひとり暮らしの方が例えば入院されたとか、そういったようなことのために長期に不在となると。そういったときの場合については、入院される方が直接町のほうにご相談に来られたり、あとは親族の方から、こういうふうになるんですよということで、町のほうに申し出をいただいていると。こういったことは、当時、入居されるときに、入居者の心得の中でこういったご説明を申し上げておりますし、また、そういったことをやっていたらということをございます。あと、場合によっては福祉、それから、そちらのほうの絡みの関係課のほうからご相談いただいたり、そういったことをしながら対応しているところをございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、あれですか、現在はそういう入居者の中で現在どういうふうになっているかわからないというような人は、いないということですか。例えば、住宅使用料がきちんと納められていなかったり、ほかの町に納めなければならない納付金が滞っているということになっているというような人はいないというふうに理解しておいていいのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 長期にわたって不在となる、例えば不在というのは入院されるとか、そういったような方がある場合は、当然、私たちのほうにも連絡は来ておりますし、それは確認しております。ただ、ほかの町の納付、滞納というような話でございましょうか。

（「うん」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） 滞納等につきましては、例えば1カ月前に滞納があったとか、違うところで滞納があったとか、そういったことまでは。

（「町営住宅の住宅使用料等も含めて」の声あり）

●建設課長（佐藤課長） 町営住宅等、そういったものは当然、私どもで管理しておりますので、それは確認しております。

●委員長（室崎委員） 他に2目ありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

8款1項消防費、2目災害対策費。

9番。

●菊池委員 ここでお聞きいたします。

災害避難場所太陽電池灯移転事業、この内容についてお伺いします。太陽電池の現在までの設置数、場所、設置に係る累積金額、効果、それから故障の頻度、隘路、その原因、今後の予定、サーモスタット照度、これだけお願いします。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えをいたしたいと存じます。

太陽電池灯、町内全域にわたってのお尋ねかというふうに存じます。町内には、36カ所につきまして太陽電池灯を設置させていただいております。この費用につきましては、総体で約9,100万円かかっております。1基当たりに直しますと250万円ほど要するというような状況でございまして、平成8年、平成9年というような中で設置をさせていただいてきております。

この故障の状況でございませけれども、いわゆる電球の球切れといえますか、こうい

うような状況が主でございまして、この部分につきましては、その都度、地域の方から連絡をいただくだとか、あるいは随時見回りをする中での私どもの発見、あるいは年に一度、業者によります定期点検を委託しておりまして、その中での指摘というようなことで確認をする中で、修繕が必要なものについては対応をさせていただくというようなことで対応してきてございます。

今後の設置の計画でございますけれども、来年の3カ年実施計画に私どものほうで考えておりますところにつきましては、床潭に1カ所、末広に1カ所、それから御供山の部分で1カ所というようなことで、3カ所、緊急度が高いのかなというようなことで、設置をお願いしようというようなことで現在計画を見積もっている最中でございます。現在、見積書を徴収しながら、幾らぐらいかかるのかというような事務処理を進めている段階でございますので、ご理解をいただければなというふうに思っているところでございます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●菊池委員 最後の、サーモスタットになっていると思うんですけれども、これの時間帯の返事がなかったですね。それをちょっと調べて。夏の時間帯と冬の時間帯と、何時ころから何時ころまでというのをちょっと教えてほしいのと、それから一応、設置による累積金額が約1億円近くになっていますね、9,100万円。これは厚岸町の統計書に載っておるのでしょうか。例えば、消防の場合は、それぞれ自動車なり、ポンプなり、無線なり、消火栓なり、防火水槽なり、輸送車なり、マイクロバスなり、全部載っているんですけれども、災害対策の場合は町の財産として載らないのでしょうか。お願いします。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 失礼しました。点灯と消灯時間の設定の関係でございますけれども、点灯につきましては年を通しまして午後8時、消灯については午前4時というふうに設定をさせていただいているところでございます。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後1時27分休憩

午後1時32分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） どうもお時間をいただきまして申しわけございません。

厚岸町統計書、こちらのほうに載せることはできないかということのようでございまして、私のほうでこの厚岸町の統計書の調製を行っておりますので、お答えさせていただきたいと思っております。

一応、厚岸町の統計書につきましては、基本的には、いろいろな指定統計を行っております、それらの数値をベースに厚岸町の部分を一冊の本にまとめているという形をとっております。ただ、それだけでなく、それ以外のものについても載せているという部分もございまして、今、菊池委員がおっしゃられた、いわゆる防災施設の関係、これらについてこの統計書に載せるかどうかという部分につきましては、ほかとのバランスの関係等々もございまして、この辺につきましては担当の総務課のほうとも少し打ち合わせ、調整をさせていただきたいと、このように考えますので、よろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員） 2日、他にございますか。

2番。

●堀委員 引き続きこの電池灯移転なんですけれども、今、浄福寺のほうから中学校のほうに移すよということなんですけれども、そうすると、誘導灯として一番適当なのが桜通り側の中学校敷地内となると、出入り口のところというようになってしまうのかなというふうに思うんですけれども、設置場所等についてはどこになるというのは、もう決まっているんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

設置場所のお尋ねでございまして、場所につきましては、現場を確認させていただいて、校長先生に立ち会いをいただきまして、どこが適当かというようなことで相談をさせていただいております。その結果、中学校の通用門があるわけなんですけれども、その通用門の西側に少しへこんだ部分がございまして、適当な空き地があるということで、そこでよろしいのではないかというような内諾をいただいております、そこへ浄福寺前でございます電池灯、これを移設させていただこうというふうに考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 そうすると、現況、舗装面じゃなく、あれは碎石か何かが敷いてあるところに設置するというので解釈してよろしいですか。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。

おっしゃられるとおり、舗装面を避けまして、土の部分が多いというような状況でございましたので、そこにとりうに考えております。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校運営費。

15番。

●石澤委員 すみません。ちょっと特学のことで聞きたいんですけども、いいでしょうか。

今、学校で特学の教室を開いているのは何校あるんですか。

それから、先生たちの学習会というか、そういうものに対する学習の機会というか、それを援助するという形のものがあるのかどうか、ちょっと教えてほしいんですけども。

●委員長（室崎委員） 指導室長。

●教委指導室長（辻川室長） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、特学を開設している学校でございますけれども、小学校は5校開設しております。

あと、特学を持っている先生方の研修等につきましてですが、特別支援教育コーディネーターという担当の係を各学校が昨年度から設けております。そのコーディネーターを中心に研修等の計画をしているところでございます。

それから、釧路管内におきましてコーディネーター研修会というのを年1回、昨年度、今年度も予定しております。9月に予定しておりますけれども、それをコーディネーターのほうで研修してきまして、その中身につきまして各学校のほうでそれぞれ研修会を行っているという形をとっています。

それから、町内におきましては、コーディネーター研修会の代表者会議等も開きまして、学校の現状等、特別支援にかかわっている現状についての交流会、あるいは特別支援教育にかかわる研修を開いております。昨年度、町内では1回開催しております。今年度も1回予定しているところでございます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 15番。

●石澤委員 自閉症の子供のことなんですけれども、この前、千葉県で事件がありましたよね。お母さんが子供を殺してしまったという事件があったんですが、自閉症とかアス

ペルガーとかと、そういう形で自閉症の中の一部にあるんですけれども、そういうことを余り知られないで、親もそういうことに対する支援がないとかと困っていたり、学習する場がなかったり、教員自体もきちっとそれを学習しないと、対応を誤ってしまうということもたくさんあるんですね。

それで、さっき釧路管内と言っていましたけれども、釧路市でいろんな形でそういう公開の講座とかもやっています。特に自閉症の場合はいろんな症状が出たりしてきていますので、それに対してちゃんと対応してやると、その子は確実に伸びていくし、親もつらい思いをしないということがあるものですから、そういうのを含めて予算をつけてやってほしいなと思って、ちょっとお願いもあって、質問を兼ねてしました。

●委員長（室崎委員） 指導室長。

●教委指導室長（辻川室長） 先ほどの答弁で一部誤りがありましたので、まず訂正したいと思います。

町内の各学校の特別支援学級の開設ですが、大変申しわけありません、小学校は7校でした。中学校は現在3校開設ということで、訂正させていただきます。大変申しわけありません。

それから、先ほど特別支援教育の研修についてお話しさせていただきましたけれども、それに加えて、今、教育局のほうで専門家チームというのを立ち上げまして、各学校におきまして、それぞれ児童・生徒の指導等にかかわりまして、いろいろ問題を抱えている部分については、専門的な見地でいろいろ助言をいただくというような形で、今年度からそういうシステムができ上がっております。各学校のほうから要望がありましたときには、その専門家チームの機能を活用しながら、子供のほうの指導に当たっているというふうなことも進めているところでございます。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

2目学校管理費。

10番。

●谷口委員 今回、太田のスクールバス、1年前倒しで実施すると。この経過について、もう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

それと、申しわけないんですが、現在、学校図書館の司書教諭は厚岸町内には何人いるんですか。学校ごとにちょっと教えていただきたいんですが。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 1 時43分休憩

午後 1 時46分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 大変時間をとりまして申しわけございません。
スクールバスの整備の関係についてのご質問であります。
太田線のスクールバスにつきましては、3カ年実施計画におきまして21年度の購入の予定をしておりましたが、今年度、防衛施設周辺整備事業調整交付金の関係で1年前倒しをし、今回、補正予算の中で計上させていただいて、今後、購入に向けての処理をしていきたいという内容でありますので、ご理解願います。

●委員長（室崎委員） 指導室長。

●教委指導室長（辻川室長） 貴重な時間、大変申しわけございません。
先ほど質問のありました司書教諭の人数でございますけれども、真龍小学校6名、尾幌小学校1名、それから床潭小学校2名、小学校のほうは以上9名でございます。
中学校のほうですが、厚岸中学校2名、真龍中学校1名、それから尾幌中学校2名、計5名でございます。
以上でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 スクールバスについては、わかりました。
それで、学校図書館の司書教諭なんですけど、厚岸町内、教育長も力を入れられたのかなというふうに思うんですけど、司書教諭の資格を持った先生が町内には随分いるんだなというふうに思うんですけども、結果的にはこれアンバランスですよ。いる学校もあるけれども、いない学校もあるということになりますと、すべての学校図書館に司書教諭を配置するという方向に進んでいくのがこれからではないのかなというふうに考えますけれども、今後これについてはどう考えているんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 司書教諭の件は前にも伺い、あのときは9名という答えだったかと思うんですけども、これは意識的に集めているわけではありませんが、制度として12学級以上に配置することということが決定されて以降、学校で履修する生徒、学生さんがふえたのではないのかなというふうに思うんです。ですから、いわゆる採用に当

たつての一つの資格として考える先生方が多くて、若い先生方に司書教諭の資格を持って来られる方が以前よりふえたのだろうというふうに思います。

ただ、司書教諭の資格を持っているからといって、その学校において学校図書館、学校図書室の業務に実際に携われるかということになると、なかなか難しい問題があるというふうに思うんです。というのは、司書教諭を持っていながら、だんだん中堅になっていけば、教務主任をしなければならない方もいらっしゃるし。ですから、そういうふうな意味でいうと、司書教諭を持っている方がそれぞれの学校に配置されれば学校図書館が充実するかというと、一概にそうは言えないかなというふうに思います。

ただ、情報館のほうでも、学校図書館の担当の先生とは連絡会議を開いて、指導というか、わからないことがあれば、その場面の中でご相談に応じたり、整理の仕方あるいは選書の仕方等々についてもアドバイスしているところなんですけれども、少なくとも関心があるという意味では、単位を履修している先生ですから、できるだけそういう方が担当になって、学校図書館を少しでも充実させていただければいいなというふうに思うんですけれども、ただ、今言ったように、司書資格で配置するというふうな形にはまだまだなれるような状況ではないのかなというふうに考えています。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 全国的に言えば、あかすの図書館なんていう学校もないわけではないみたいですよ、現在に至っても。今、教育長がおっしゃったような文科省の方針が出されているにもかかわらず、そういう状態になっていると。厚岸町内の小・中学校においては、そういうことはないのであろうなというふうに思うんですけれども、せっかくの有資格者を、人材を得ながら、その人たちの力も十分引き出していきたいながら、やはり学校図書館の運営が効果あるものになっていかなければならないなというふうに思うんですけれども、そういうことを考えると、今後これについては町教委としてはどういう方向で進んでいこうというふうに考えているのか、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 学校図書館自体については、いわゆる調べ学習という上で重要な位置を占めているというふうに考えておりますし、そういう意味で今でも活用してもらっていますし、今まで以上に活用していただきたいというふうなスタンスでおります。そういう意味では、先ほども言ったように、情報館との定例会議の中ではいろいろなアドバイスもしておりますし、ふなれな先生が来られたときには、それこそ整理の仕方から指導しているところがございますけれども、先ほど言ったように、少なくとも10単位程度でしょうか、いわゆる教職とは別の形で司書教諭という資格をお持ちなわけですから、その力がなるべく生かせるように、その学校に持っている方がいらっしゃる場合については、できるだけそういうふうな業務に当たって、なおかつ、いい学校図書館活動をしていただきたいというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 ちょっと確認したいんですけども、スクールバスの整備事業です。私は昨日、議案第66号、過疎地域自立促進計画の中で、太田線のバスの更新が21年度に載っているものですから、21年度にやるものと思っていたものを聞いていたんですけども、今の説明を聞いていると、20年度の補正の中で前倒しするというような形の中で、昨日変更した過疎計画というものはそれじゃ一体何だったのかというようなことをまず1つ疑問には思うんですけども、太田線で間違いはないということによろしいのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 今回補正に載せてありますスクールバス整備事業であります。これは太田線の平成10年度に購入したバスの更新ということでありまして、ご理解願います。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 そうすると、これは私、21年度だと思っていたので、新年度でちょっと聞こうと思っていたんですけども、昨年この太田線のバスについてはエンジンの載せかえをしているということで、車体は多少経年経過の傷みというものはあるでしょうけれども、エンジンについては、ほぼ2年ほどぐらいしかたっていないエンジンを積んだバスが現況としてあると。

昨日の質問で聞いた中では、現車両については下取りか、払い下げをするか、どちらにするかというような検討をしているということだったんですけども、実は現在、小学校とか、中学校とか、同好会、クラブ活動といったようなものへの使用。子供方の町外のそういう大会等への参加というものに対して、親としては送り迎え。例えば野球とかであれば、20人とかというような大所帯にもなる学校もあるわけですから、そういったところの送り迎えといった中で、大変な負担が親のほうにもかかっているというような実態がある。そういった中で、今回払い下げなり下取りをしようとするバス、この29人乗りのバスというものをそういうもののために使用する、要は貸し出しのための保有をすることができないのかということをもまず1つお聞きしたいと思います。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 今回入れかえをするバスにつきましては、平成10年度に文部科学省の補助金を活用しまして購入したバスであります。これまでバスを購入する際には、当然、古いほうのバスは下取りないしは処分をして、新しいバスを購入するということを行ってきておりますし、今年度新たに購入するバスにつきましては、防衛施設庁の交付金を活用して購入する予定であります。そういった中で、現在保有しているバ

スの取り扱いについては、文科省のほうの取り扱いと同じ形で処理をしなければならないのか、あるいは今、希望が述べられておりましたが、貸し出しするために町がそのまま保有をして再活用するということができるのかどうかについて、この後、正式な協議をしていく中で詰めさせていただきたい。可能であれば、そういう形でまた手続をとっていきたいと思いますし、いずれにしても、事前に相談をして、それについての協議を行っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 2番。

- 堀委員 これについては、私が議員になる前、過去にもいろいろな方が、こういうスクールバスの多目的な利用についてできないかというようなことは、何人かの方が質問等をされていたというのは私は記憶があるんですけども、従来であれば、そのように文科省の中での払い下げ、また経年経過の中でエンジンの使用等を考えたときには、そういう利用というのが考えづらいというのは考えられたんですけども、今回のようにエンジンを載せかえた、エンジンだけは新車と変わらないようなものがあるのであれば、やはり従来からそういう各先輩方、議員が言われていたようなことも考慮の上、また現状の中でも、やはり親の負担、また子供方のことも考えたときにも、ぜひともこれは何とかしてほしいなというのがまず希望です。

下取り、払い下げというような中で、いろんな方策等はこれから検討するという事なんですけれども、可能であれば、1回払い下げても買い取るようなことも、やはりそういうものも検討の中に加える。ただ、これにはやはり、私は厚岸小学校なものですから、厚岸小学校での需要というものはこのくらいあるというのはわかるんですけども、他の学校なりがどのくらいの需要があるのか、全体の需要量がどのくらいあるのかというのは、私も調べていないので、そこまではちょっと言えないんですけども、ある程度、一定の需要が見込まれるのであれば、やはりこういうことに利活用するというものもぜひ考えていただきたいと思いますというふうに思うので、どうかひとつよろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） ただいまの話ですけども、従来かなりの数、今はスクールバスをスクールバス以外の目的で活用しております。委員がおっしゃるとおり、昔は文科省も随分制度的に厳しくて、スクールバス以外の利用については厳格なところがあったんですけども、現在については、スクールバスを使った以外の余暇については、ある程度緩くなっているというのも事実です。

ただ、町内のいわゆるスポーツクラブ等々への活用については、かなりの量を現在でも運行している状況にありまして、例えばこの1台を残した中で拡大するのが可能かどうかというのは、なかなか、もう一度検討してみないと難しい問題だなというふうには逆に思うんですけども、ただ、この利活用が文科省と違う基準の中で残すことが可能か、あるいは運転手等々の手配等も必要になってくるわけですから、その辺を含めても

う一度、防衛省のほうと協議をさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 そうですね。確かに、現況でもスクールバスをそのように使っていると。ただ、それはあくまでも学校のないときが当然。学校のあるときは、当然その学校でのスクールバス利用というのが優先されるので、おのずと制約というものを現在でも相当数受けているわけなんです。例えば、管外の全道大会とか何かに行くというふうになれば、やっぱり土日だけじゃなく、平日運行も必要な場合とかもあります。そういったときにも、じゃスクールバスが使えるのかといえ、いや、それは学校行事がありますとか、学校が実際にやっているの、それには使えませんというようなことにもなるので、やはりここで1台でも自由度の増す車両を管理しておくことによって、ぐっと利用できるものというの、まだまだふやすことができるというふうに思うんですよ。そういった中で、ぜひ検討していただきたいと思うんですけれども。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） いわゆる通学以外の部分での利用の拡大ということですが、何というんですか、内容によりましては、現在でも町所有のバス等があって、スクールバスの運行時にも車両がまるっきりないというふうな状態ではないわけですけれども、今回につきましては、この車両が保有できるかという大前提がありますので、まずそのところを確認した上で、もちろん車両があれば運行できるというものでもないですし、いろいろなもろもろのランニングコストがあるわけですので、それも含めて協議をさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 私もちよつと言い方があれだったのかなと思うんですけれども、あくまでもスクールバスとして、今回払い下げをするバスをスクールバス、教育委員会管理の中でおいた中で利用をというふうなものじゃなくて、やはりそういうものも含めた中での、一般管理の中でのバス管理という中に含めた中での貸し出しといった中で、そういう子供方の利用というものも、よりふやすことができるのではないかということでお聞きしたので、教育委員会だけのスクールバスの管理といった中のものだけで考えてはもらいたくないなというのを、私の意見として1つつけ加えさせていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） お話の趣旨はわかりました。ただ、これについては、建設課が今、スクールバス以外にも保有している車両がございますので、この点については町長部局とも協議の上、検討してまいりたいというふうに思います。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

4目学校建設費。

9番。

●菊池委員 真龍小学校改築事業は終了したと思うんですが、工事請負費がまた上がってきています。施設整備工事費の内容を教えてください。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 今回の施設整備費にかかわりまして156万5,000円の増額の補正をお願いしておりますが、この内容につきましては、今年度、グラウンドの整備を既に発注しております、これらの工事が、いわゆる路盤の整備は、既に設計を終えて、発注しておるんですが、路盤整備の後にフェンス等の附帯設備の工事が残っております。これらの関係で、当初の予算で計上いたしました金額を、工事費の増加に伴いまして、今年度、残りの工事を進めるに当たり、金額を156万5,000円補正をさせていただきまして、この後の残りの工事を実施するという内容でありますので、ご理解願います。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

5項社会教育費、2目生涯学習推進費、ございませんか。

3目公民館運営費、5目博物館運営費。

6項保健体育費、4目学校給食費。

10番。

●谷口委員 先ほど病院だとかの給食材料等について質問があったんですが、学校給食も報道等によるとさまざまな加工食品が使われているということで、その一部も地域によっては卵焼きなんか学校給食で使われていて、それに含まれてはならないものが含まれたものが実際使われていた事実も判明しているというふうになっていますよね。

それで、町の給食センターが支給している給食の材料の中に、そういうものには全く関係ないというふうに私は言っていたきたいんですけども、あるいはちょっと調べなければならないというようなことがあるのかなのか、その辺ではどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） この件につきましては、9月16日以降、ほとんど毎日のように、北海道学校給食会あるいは文部科学省の情報が道教委を通じて流れてまいっております。この中では、三笠フーズ関連の部分、そして、これに絡むすぐる食品での卵の部分等々、両方がまいっておりますけれども、学校給食会からの部分でいうと、いわゆる米については、すべて道産米を利用しておりますということです。

ただ、三笠フーズの関連でいうと、すぐる食品というところの製品の中に一部、米でん粉を使っている部分があるということで通知が来ております。ただ、この部分については、幸いにもうちの給食センターでは違う会社の卵焼きを使っておりまして、この卵焼きには米でん粉は使用していないということでございますので、今回の部分については、うちの部分では該当ありません。

ただ、ご存じのように、いろいろな材料の中から出てきて、それがもう次から次から文科省から新たな情報が出てくるというような状況ですので。まして、名古屋市の会社の製品がこうやって北海道のほうまで来るといふような流通を考えれば、現在のところはいいですけれども、胸を張って今後も絶対ありませんとかというふうな性格のものでは逆はないのかなというふうに思っています。ですから、できるだけ、もちろん情報も入ってきますし、こちらのほうからも情報を収集して、今まで入っている製品についても、そういうふうな輸入の原材料がどうなんだというあたりもきっちり情報を集めながら、今後も注意していきたいというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 胸張って大丈夫だと言ってほしいんですね。子供たちの健康の問題ですから。まして今、子供たちがアトピーだとか、いろんな問題が起きていますけれども、学校給食とは言いませんけれども、これもやっぱりさまざまな食生活によって、それが長年の蓄積等によって、自分、子供だけでなく、親だとかいろんなものも含めてあって、そういう状況になっていっているんだと思うんですけれども。それも確証的なものはまだないと思うんですけれども。ただ、学校給食については、やはりどんなことがあっても、こういうものは食いとめてもらわないと困ると思うんですよね。

ですから、非常に物価の高騰だとかいろんな問題があって、学校給食会を通じての共同購入だとか、さまざまなことを今までやってきて、そして、給食会がやっているから大丈夫なんだろうというふうに思って、その方向でいいのでないかというようなことでやっているわけですね。ところが、実際はその中にこういう問題があった、ああいう問題があったということが出てきて、今度はこの問題ですよね、三笠フーズの問題。そういうことを考えると、やはり常に危機管理の問題をなおざりにしてはだめではないのかなというふうに。

今までは食中毒だとか、そういうことにすごく力を入れてきたけれども、今、どんなものを食べても、お菓子の袋なんかこうやって裏返してみますと、聞いたことのない名

前がいっぱい書いてあって、これは何なのかというようなものが使われていますよね。ところが、それは全部認められていると。だけれども、よくよく後で調べてみたら、こういう問題がありましたということになるような事態が、今までもずっと行われているんですよ。

ですから、今回は特に規制緩和だとかいろんなことをやったあげくに、ああいうとんでもない会社ができるというか、事業拡大をした上で、そういう使ってはならない米をさまざまなルートを通して、今、結果的にはどのルートがどういうことをやったのかわからないような状態になっているわけでしょう。そして、その中に米でつくったでん粉を使った卵焼きですか、そういうものが学校給食等に使われていたということになると、他のメーカーだから絶対大丈夫だというふうなことには、手放しで安心できるような状態ではないのではないのかなど。卵焼きが大丈夫だったかわりに違うものが紛れ込んでいましたということになっては、私は困ると思うんですよ。その辺ではどういうチェックが今後できるのか、あるいはどういう体制をこの給食会も含めてやっていこうとしているのか、その辺についてはどういうふうになるのか教えてください。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） まず、給食をつくるに当たって、今、給食センターとも話しているんですけども、金額の問題はありますけれども、なるべくいわゆる近場のものを使えるような状況で考えていきたいということが、まず大原則だろうというふうに思います。ただ、給食の中には、材料だけではなくて、調味料等も含まれております。

今回、学校給食会のほうから通知が来た中では、それこそ、ケチャップから、マヨネーズ、コロッケ、納豆のたれに至るまで、こういうものの中にそういうふうなでん粉等が使用されていないかどうかというのを調査して、ずらっと並んでいるんですけども、これらにはそのでん粉等は一切使用されておられませんというふうな結果が入ってきております。

ここから見てもわかるように、今後については学校給食会のほうも、いわゆる調味料等々の納品に当たっても、材料に何産のものが使われているかというものをチェックしていくような機構が必要になってくると思いますし、先日、4番議員さんのほうから指摘のあったように、ここまでは調べられる、例えば国産の部分の内容分析は行っているけれども、外国産については、外国産のついてきたものをそのまま添付しているというふうな状況でいいかどうか。あるいは、日本に入ってくるときに、やはり水ぎわでもう一度その内容については分析をして、それを添付させる必要があるのではないかというふうな話も、そういうふうな学校給食の関係者の中からは出てきておりますので、今まで以上のそういうふうな内容分析等の証明書を添付した中で学校給食をつくっていくということが求められているんだらうと思いますし、そういうふうな方向になっていくものというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。
44ページ、12款1項1目給与費、ございますか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） なければ、1ページ目に。
4ページをお開きください。
地方債補正です。ございませんか。
総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第74号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。
第1条歳入歳出予算の補正です。
3ページをお開き願います。
事項別明細書です。
4ページ、歳入から進めます。
歳入は、款項目により進めます。
4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金。
5款1項1目療養給付費等交付金、ありませんか。
10款繰入金、1項1目一般会計繰入金、ございませんか。
歳出に入ります。
2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、ございませんか。
2目退職被保険者等療養給付費、ございませんか。
4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、ございませんか。
10ページです。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、ございませんか。
10番。

- 谷口委員 特定健診なんですが、現在までのこの受診状況はどういう状態なんでしょう

か。対象者に対して受診されている方の人数、割合について教えてください。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

国民健康保険の被保険者を対象としました特定健診でございますが、20年度当初で目標値も含めて予算で見えております人数は、959人分の健診人数を予算で見えております。今年度、実際に健診を受けられた方の人数でございますが、集団健診、それから7月以降、個別健診も実施をしております。5月、6月の集団健診、それから8月の集団健診、個別健診を合わせますと、国民健康保険被保険者でいきますと248名の方が受けられているという数字でございます。

（「これは集団健診」の声あり）

●保健介護課長（久保課長） 個別健診が5名入っておりますので、集団健診で申し上げますと243名でございます。

248名の方の受診割合ですが、目標959名に対して25.8%という数字でございます。それで、今朝も防災無線で流させていただきましたが、10月4、5日にまたあみかで集団健診を行います。その後、11月、それから2月という形でまだ集団健診を受ける計画が残っておりますし、個別健診で受けられる方もこれから受診を喚起させていただく中でふやしていきたいという計画でありますが、現時点での受診状況というのは今申し上げた数字でございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 あと3回、集団健診、3カ月ですよね。そうすると、現在までの3回の経緯からすると、大体合わせて500人前後かなというふうに見えてくるんですけども、これはある意味、一定の義務的な健診になってきていますよね。そういうふうに理解しているのではないのかなというふうに思うんですけども、今年度959人ですけども、400人前後が下手すると受けられない、受診されない方が出てくるということになった場合、これは次年度以降はどういうふうになっていくのか、それについて教えてください。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えを申し上げます。

今現在の受診回数による年間の推計というお話でございますが、10月も既に今日で締め切りをさせていただきます中では、そんなに多くの方がこぞって健診を受けていただくという状況にはございません。それで、夏以降、特に食品衛生に関する事業を営む団体のほうからも声をかけていただきまして、受診勧奨をさせていただこうということで打ち合わせをさせていただいておりますし、個別に申し上げますと、11月以降は漁業の

繁忙期そのものが少し緩和されるのではないかということで、11月、2月についてはもう少し第1次産業を中心に健診を受けていただける方がふえていく環境にはあるなということで、ここを中心に呼びかけをもう少し強くしていく必要があるなというふうに思っております。

結果的に今年度959人の国保の被保険者の目標を達成できないということになった場合の来年度の対応ということのご質問だと思いますが、今年度実施しました5月、6月、8月という時期の設定も含めてどうなのかということも見直しの対象になってまいりませし、何が何でも基本的になりますのは、厚岸町国民健康保険という保険者が被保険者を対象に健診事業を進めなきゃいけないという、質問者がおっしゃいますように、義務的の事業になってきておりますので、ここを理解していただきながら、自分の健康をきちっと守っていくという立場で、ぜひ受診の拡大に結びつけていくという取り組みをしていかなきゃいけないなということで、今年は余り年間のスケジュールとして取り組んでこられませんでした。地域の自治会との接触ですとか、産業団体にもお願いをしながら、団体にも理解をしていただきながら、すそ野を広げていくというようなことをやっていく必要があるだろうというふうには考えております。そんなことで、取り組みの積み重ねの中で受診者をふやし、受診率を計画的に高めていくという、持っております健診の計画というものを進めていく必要があるのではないかとこのように思っているところでございます。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 健診の受診率の向上がやっぱり非常に大事ななということがありますがけれども、やはり1つには、今言われている、盛んに言われているんですけども、メタボリックシンドロームですか、これについて有識者の中でも意見が分かれているような気がするんですよね。

国のほうは、そういうことに対応するために、きちんと、今の医療費抑制だとか、そういうものを含めて考えると、この健診をすることによって、一定の健康指導等によって、メタボを克服するようなことをすることが、医療費等の抑制につながっていくんだというようなこともあるように思うんですよ。そうすると、結果的には厚生労働省、国の方針が本当に国民が納得できるような方針だったのか、あるいはこういう事業設定が多くの国民に理解が得られるようなものになっているのかなという点では、私はちょっとまだ疑問な点が多いように思うんですけども、しかし、そうはいっても、このように進めているわけですよね。そうすると、受診率が低いというようなことになっていったのでは困るし、あるいはこの事業の厚岸町の実績が非常に他の市町村と比べて、これは終わって見ないと、事業実績がどうなっていくのかということとはわからないことなんですけれども、その意味ではやはり一定の受診率の向上の取り組みをしていかなければならないんだなというふうに思うんですが、これらについて、今、課長が説明されたことを徹底していく手だて、これはさまざまな機会を通じてやるべきではないのかなというふうに思うんですが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 再度のご質問にお答えをさせていただきます。

委員がおっしゃられるように、国が生活習慣病の予防ということを今年度から始めたという内容の評価等、あるいはそのことの住民に対する浸透がどうなのかということについては、まだ始まったばかりでありますので、軽々に私どもがそのことに触れて分析する能力もございませんし。ただ、はっきりしておりますのは、これまでは早期発見、早期治療ということでの総合健診の実施でありました。そこから変わったんですよということをお私どもも言ってまいりました。生活習慣を起因とする疾病を早い段階で予防することが、委員がおっしゃられる医療費を抑制するということも含めて取り組んでいこうということでのPRをしてまいりましたので、そういう意味で、今年度残された中で可能な周知の取り組み、それから今年度の取り組みを分析しながら、来年に向けてどうするかということについては、十分検討を含めながら進めていきたいなというふうに思っております。

管内の町村の状況なんかも気になるところでありますけれども、例えばお隣の浜中町は、4月、5月で1年分の健診が終わってしまうという健診をやっております。これは、その町の歴史なんだと思うんですね。行政の側も、健診の結果を踏まえて、特定指導の対象者が発生してきた場合に、例えば浜中町の場合は4月、5月で健診が終わっていますので、半年かけてじっくり指導する時間があり、また住民の方も指導にこたえながら自分の生活を見直すという機会も出てくると思います。

それから、もう一つ特徴的なのは、弟子屈町なんかは4月と10月の2回で全部終わってしまう。これは地域性だと思うんですね。

厚岸町の場合、年間5回も6回も分けないと受診していただけないという状況がずっとあったということも含めて、これは厚岸町の特性なのかなというふうに思っています。そういう意味では、そこから発生してまいります特定指導の必要な方々のプランづくりそのものも、実は回数が分かれ、来年度にまたがる方もいらっしゃるという状況の中で、保健師のスタッフが指導プランをつくっていくということも、これまた別な、労力も含めて無駄な、無駄なという言い方は怒られますが、集中できないという背景も実はございます。だからといって、じゃ浜中町や弟子屈町のように回数を集中して、多くの方が受けていただけるかという環境にもないわけでありまして、そういう意味では、いろんな点で分析をしながらPRをし、受診率を高めていく努力をしていきたいというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書です。

4ページ、歳入から進めます。

進め方は、款項目により進めます。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、ございませんか。

歳出に入ります。

2款1項医療諸費、1目医療給付費、2目医療費支給費、ございませんか。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金、ございませんか。

総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書です。

4ページ、歳入から進めます。

進め方は、款項目により進めます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、ございませんか。

歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、3 目処理場管理費、ございませんか。
2 款下水道事業費、1 目公共下水道事業費、ございませんか。
総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正であります。

3 ページ、事項別明細書です。

4 ページ、歳入から進めます。

7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、ありませんか。

8 款1 項1 目繰越金、ありませんか。

歳出に入ります。

5 款1 項1 目介護給付費準備基金費、ありませんか。

8 ページです。7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、2 目償還金、ありませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、3 ページ、事項別明細書です。

4 ページ、歳入から進めます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金。

5 款諸収入、3 項 3 目雑入、ございませんか。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ありませんか。

2 項 1 目徴収費、ありませんか。

8 ページ、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、ありませんか。

総体的にごございませんか。

10 番。

- 谷口委員 この予算書なんですけれども、特別会計をずっと見ていると随分余白がたくさんあるんですけれども、これはこういう編集しかしようがないものなのではないでしょうか。紙 1 枚ぐらいずつ何か無駄をしているような気がするんですけれども。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、款ごとに改ページになっているところがございます。実はシステムの入れかえをしたところがございます。その関係上、現在このような編集になってございます。今、目下これを紙の無駄遣いにならないようにやっているところがございますので、もう少々お時間をいただければというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほど賜りたいと存じます。

- 委員長（室崎委員） 総体、ほかにごございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

ここで皆さんにちょっとご相談がございます。

提案理由説明のときにもありましたが、3 ページの収益的支出、これが今回は各条項には入ってきておりません。ただし、5 ページのところ、補正予算説明書には内容が記載されております。それで、もし疑義があれば、総体のところで特にこれについても質疑の対象にしてよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。そのように進めてよろ

しいですか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(室崎委員) では、そのようにいたします。

それでは、審議に入ります。

1 ページ、第2条業務の予定量、ございませんか。

次に、第3条資本的収入及び支出。

5 ページをお開き願います。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目他会計補助金、ございませんか。

2 目国庫補助金、ございませんか。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費、ございませんか。

次に、第4条他会計からの補助金です。ございませんか。

第5条重要な資産の取得及び処分。

1 番。

- 音喜多委員 今回、新しいCTを購入して、古いCT、処分の対応として廃棄ということになっていますが、医療関係については、その辺にぶん投げるわけにもいかないだろうし、こういったものの廃棄という表現の仕方というか、表示の仕方。いわゆるメーカーに引き取ってもらうのか、あるいは、今、一般家庭でも冷蔵庫やテレビを処分するというか、そういった形でも有料という形。なおかつ、最近では政府も、新しい冷蔵庫等については、使えるものはリサイクルでというようなことを言っているようではございますけれども、こういった場合の医療器具というか、こういった場合の処分はどういうふうになるのかなというか。ましてや、こういうCTなんかは。

今までは恐らく、同じ系統のメーカーであれば、持って行って適当にやってくださいよと、処分してくださいよということにもなるだろうし、最近の鉄類というか、使っている貴金属類によっては、それを買い取って原形にというか、それに戻して雑品としてというか、そういった業者もいるというふうに聞いています。

今回の場合は、この場合、こういったものはどう処分するつもりでいるのか。その辺は明確な病院の規定というか、そういうものもあるのかも含めてお尋ねしたいと思えます。

- 委員長(室崎委員) 休憩します。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。
病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 基本的には廃棄ということで、下取り等はございません。今は、これらの機器については産業廃棄物となります。産廃業者に有償で、逆にお金を払って引き取っていただく形に相なります。ですから、これは、予算の中ではこの引き取る金額というのは4条予算でございまして、3条予算の中でこれを引き取っていただく形に相なる状況です。過去においてはメーカーの引き取り等々のことはありましたけれども、現在はそういうことはできません。あくまで産業廃棄物として処分をし、有償で引き取っていただく。要するに処分代金を払うということに相なります。
以上であります。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 今回の場合はそういうことですが、病院はほかにもいろんな器具というか、機器類を持っていると思います。そういう目につくようなものは、その辺に投げるとかという、そういうことにはならないだろうと、当然のことですが。そういうきちっとした病院の中での規定というか、取り決めというか、そういう取り決めというのか、目標というんですかね、社内の取り扱い規定という、そういったものというものはきちっと持っているんですか。その辺はいかがですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） これは、すべてマニュアル化をさせていただいております。医療廃棄物、一般廃棄物、産業廃棄物、もろもろあるんですけれども、基本的にはそれらのことを、法に基づいてということになるんですけれども、そういう形の中で処分をさせていただいているということになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 5条、他にございますか。
10番。

●谷口委員 そうすると、今の課長の説明では、今回、収益的支出に資産減耗費533万9,000円あるんですが、これがそれに該当するということですか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 資産減耗費については、これは最後に医療器械を処分する際、10%程度の帳簿価格が残りますので、当時この器械というのは500万円ちょっとで買っている、5,000万円、この10倍の金額で買っているものでありまして、やっぱりこれは償却するということでございますから、それをきちんと落とすという形になっておりま

す。

産廃の経費については、いろいろなもろもろの、我々、予算の中では、産業廃棄物の処理についての予算計上というのは、今、現状予算で持っておりますので、その中でまだ予算が耐えられるということで、今回その補正は出しておりません。ですから、12月の段階でそれらのことは、処理金というんですか、については計上させ、精査をさせていただきたいなと思っています。

以上です。

- 委員長（室崎委員） 5条、他にございますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、5条を終わります。

総体的にございせんか。総体の中には5ページの収益的支出を含みます。ございせんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算7件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後2時57分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年9月26日

平成20年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長